

人事院指針の懲戒処分要件

基本要件	加重要件
① 動機、態様、結果	① 動機・態様が極めて悪質、結果が極めて重大
② 故意、過失の程度	
③ 職責、非違行為との関係	② 職責が特に高い
④ 他の職員・社会への影響	③ 公務内外への影響が特に大きい
⑤ 過去の非違行為の有無	④ 類似の非違行為の懲戒処分の有無
	⑤ 複数の異なる非違行為の実行

令和 2年 / 月 29日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

東京高等検察庁
検事長



同 意 書

私は、国家公務員法第81条の3第1項の規定に基づき、令和2年8月7日まで勤務延長されることに同意します。

【問46】

問四十六 「法律に別段の定めのある場合を除き」としている理由及び具体例いかな。

答 今回の定年制度法案は、現在法律により定年が定められている職員については、それぞれの法律によることとして、適用対象から外すという考え方を採っているので、「法律に別段の定めのある場合を除き」と規定している。具体例としては、検察官（検察庁法第二十二條により定年が定められている。）及び大学教員（教育公務員特例法第八條により大学管理機関が停年を定めることとされている。）がある。

【問47】

問四十七 検察官、大学の教員については、年齢についてのみ特例を認められたのか。それとも全く今回の定年制度からはずしたのか。

答 定年、特例定年、勤務の延長及び再任用の制度の適用は除外されることとなるが、第八十一條の五年に関する事務の調整等の規定は、検察官、大学の教員についても適用されることとなる。

検事長の勤務延長の違法の立証 (法令解釈ルールの当てはめ)

法令の解釈は、

- ① 当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、
- ② 立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、
- ③ また、議論の積み重ねのあるものについては**全体の整合性を保つ**ことにも留意して

論理的に確定されるべきもの (略)

仮に、政府において、法令解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の法令解釈ひいては法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねない

国公法「**法律に別段の定めのある場合を除き**」の解釈は、

「**検察官を勤務延長を含む定年制度から除外する**」との趣旨のため規定された文言
(想定問46,47、S56国会答弁)

人事院見解に基づき内閣が検察官を除外して立案、国会が議決
(**検察官の職務・責任の特殊性**)

『S59年人事院通知、検察官の退職辞令の規定、教特法との整合性』等々

➡ 論理的には「**検察官に勤務延長は適用除外(違法)**」とのみ解釈可能

➡ 黒川検事長の勤務延長は**便宜的、意図的な解釈変更**そのもの

政府の法令解釈のみならず、法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれる事態

買収罪の構成要件

(1) 財産上の利益の供与
(申し込み、約束も)

…… 人の欲望を満足させるもの
社交上の儀礼を超えるもの
選挙民の心を動かさうもの

「 供与者が現実にもその供与の目的物について処分権を有しないときにおいても本罪の成立を妨げない 」(公選法逐条解説)

(2) 供応接待
(申し込み、約束も)

…… 日常の社交の程度を超えるもの



- 「内閣官房・内閣府において取りまとめを行っている」との主張は免罪にならない。
- **安倍事務所が有権者を推薦し、参加を約束等している以上、利益供与罪・約束罪が成立。**

■事後報酬供与罪（事後買収罪）

「本罪は、投票の終わった後又は選挙運動をやめた後において、つまり過去の行為の報酬として利益を供与するものである」

「本罪は、投票をし・・・選挙運動をし・・・又はこれらの周旋勧誘をしたことの報酬とする目的をもって選挙人又は選挙運動者に対し金銭、物品その他の利益を供与する等の行為のあったときに成立」

（公選法逐条解説）

■内閣官房作成「総理声かけ（11月15日）」

Q 実際に参加された地元の方の中には、この会の性格を自分は知らなかったという方もいらっしゃると思います。自分は安倍総理の選挙等を支えてきているから、その貢献で選ばれたのだと思っていたという方がいらっしゃるんですけども・・・。

A 確かにそう思われている方もおられると思います。そういう観点からも、やはり推薦する上において、知っている範囲で推薦することになるんだろうと思います。（以下、略）